

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年5月12日(2011.5.12)

【公表番号】特表2010-533562(P2010-533562A)

【公表日】平成22年10月28日(2010.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-043

【出願番号】特願2010-517145(P2010-517145)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 M 1/00 (2006.01)

A 6 1 L 33/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 3 0 6 Z

A 6 1 M 1/00 5 5 0

A 6 1 L 33/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月23日(2011.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

体開口内に留置導入するカテーテルにおいて、

ポリマーで形成された細長いフレキシブル本体部分を有し、該細長いフレキシブル本体部分は、第一端部および第二端部と、少なくとも1つの内部ルーメンと、外表面とを備え、

フレキシブル導入部材を有し、該フレキシブル導入部材は、第一端部および第二端部を備えかつ前記細長いフレキシブル本体部分の前記外表面の周囲に配置され、

フレキシブルポリマースリーブを更に有し、該フレキシブルポリマースリーブは第一端部および第二端部を備え、前記フレキシブルポリマースリーブの前記第一端部は前記フレキシブル導入部材に取付けられることを特徴とするカテーテル。

【請求項2】

前記少なくとも1つの内部ルーメンと流体連通しつつ前記細長いフレキシブル本体部分の第二端部に配置されるファンネルを更に有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル。

【請求項3】

前記フレキシブルポリマースリーブの第二端部は、前記ファンネルに取付けられることを特徴とする請求項2記載のカテーテル。

【請求項4】

前記細長いフレキシブル本体部分の第一端部は、チップ部分に終端していることを特徴とする請求項3記載のカテーテル。

【請求項5】

前記フレキシブルポリマースリーブは、カテーテルの配置後に該フレキシブルポリマースリーブを取り外すための、該フレキシブルポリマースリーブの少なくとも一部の長さに沿って長手方向に配置された引裂きストリップを更に有していることを特徴とする請求項4記載のカテーテル。

【請求項 6】

前記ポリマーは疎水性ポリマーであることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル。

【請求項 7】

前記カテーテルはフォリイ・カテーテルであることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル。

【請求項 8】

前記フレキシブル導入部材は、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエステル、またはこれらのコポリマーおよびターポリマーから選択されたフレキシブルポリマーで形成されていることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル。

【請求項 9】

前記フレキシブルポリマースリーブは、ポリ塩化ビニリデン、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエステル、またはこれらのコポリマーおよびターポリマーから選択されたシート形成ポリマーで形成されていることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル。

【請求項 10】

前記フレキシブルポリマースリーブは、ポリ塩化ビニリデン、低密度ポリエチレンまたは線状低密度ポリエチレンで形成されていることを特徴とする請求項 9 記載のカテーテル。

【請求項 11】

前記細長いフレキシブル本体部分の前記外表面の少なくとも一部および前記フレキシブル導入部材の少なくとも 1 つの表面にポリマーコーティングを更に有していることを特徴とする請求項 1 記載のカテーテル。

【請求項 12】

前記ポリマーコーティングは、

少なくとも 1 つのポリマーと、

1 種類以上のオリゴジナミー金属の塩または酸化物を含むコロイドとからなる組成物を有し、前記 1 種類以上のオリゴジナミー金属の塩または酸化物は、1 種類以上の有機体が組成物に微生物付着することを抑制することを特徴とする請求項 11 記載のカテーテル。

【請求項 13】

前記 1 種類以上のオリゴジナミー金属の塩または酸化物は、1 種類以上の病原の培養物培上に置かれたときに、1 種類以上の病原に対する抑制ゾーンを形成することを特徴とする請求項 12 記載のカテーテル。

【請求項 14】

前記 1 種類以上のオリゴジナミー金属の塩または酸化物は、1 種類以上の病原の培養物培上に置かれたときに、1 種類以上の病原に対する抑制ゾーンを形成しないことを特徴とする請求項 12 記載のカテーテル。

【請求項 15】

前記 1 種類以上のオリゴジナミー金属の塩または酸化物は銀塩であることを特徴とする請求項 12 記載のカテーテル。

【請求項 16】

前記銀塩は、塩化銀、ヨウ化銀、クエン酸銀、乳酸銀、酢酸銀、プロピオン酸銀、サリチル酸銀、臭化銀、アスコルビン酸銀、銀ラウレルスルファート (silver laurel sulfate)、リン酸銀、硫酸銀、酸化銀、安息香酸銀、炭酸銀、銀スルファジアシン (silver sulfadiazine)、銀グルコネート (silver gluconate) から選択されることを特徴とする請求項 15 記載のカテーテル。

【請求項 17】

前記コロイドは、2 種類以上のオリゴジナミー金属の塩からなることを特徴とする請求項 12 記載のカテーテル。

【請求項 18】

1 種類以上のオリゴジナミー金属塩は、異なる水溶性を有していることを特徴とする請求項 12 記載のカテーテル。

【請求項 19】

前記ポリマー共テイングのポリマーは、ポリウレタン、ポリビニルピロリドン、ポリビニルアルコール、ポリエチレンジリコール、ポリプロピレンジリコール、ポリオキシエチレン、ポリアクリル酸、ポリアクリルアミド、カルボキシメチルセルロース、デキストラン、ポリサッカリド、スターチ、グラー、キサンタンおよび他のガム、コラーゲン、ゼラチン、生物学的ポリマー、ポリテトラフルオロエチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリ(エチレン・テレフタレート)、シリコーン、ポリエステル、ポリアミド、ポリユリア、スチレン-ブロックコポリマー、ポリメチルメタクリレート、ポリアクリレート、アクリル-ブタジエン-スチレンコポリマー、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリブロピレン、天然ゴムおよび合成ゴム、アクニトリルゴム、セルロース、またはこれらの混合物、誘導体またはコポリマーから選択されることを特徴とする請求項12記載のカテーテル。

【請求項 20】

前記組成物は更に、抗バクテリア剤、免疫増進剤、抗真菌薬、抗ウイルス薬、抗生物質、製剤、麻酔薬、鎮痛剤、またはこれらの組合せから選択された少なくとも1つの活性剤からなることを特徴とする請求項12記載のカテーテル。

【請求項 21】

前記カテーテルは、フレキシブル導入部材の第一端部に取付けることができる着脱可能なキャップを更に有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル。

【請求項 22】

前記導入部材は留置セグメントを有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル。

【請求項 23】

前記導入部材は更に、前記フレキシブル導入部材を前記外表面上でこの外表面に沿ってスライド可能に位置決めする長手方向ボアを有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル。

【請求項 24】

前記フレキシブルポリマースリーブは、前記細長いフレキシブル本体部分の少なくとも実質的部分をカバーするのに充分な長さを有していることを特徴とする請求項1記載のカテーテル。

【請求項 25】

体開口内に留置導入するカテーテルにおいて、
ポリマーで形成されかフルーメンおよび外表面を備えた細長本体と、
該細長本体の外表面に沿ってスライドするように構成された導入部材と、
第一端部および第二端部を備えかつ前記細長本体の実質的部分をカバーするポリマースリーブとを有し、前記第一端部は前記導入部材に固定されることを特徴とするカテーテル。

【請求項 26】

前記導入部材の一部のみが、前記体開口内に挿入されるように構成されていることを特徴とする請求項25記載のカテーテル。

【請求項 27】

前記ポリマースリーブの前記第二端部は、前記細長本体の近位端に固定されることを特徴とする請求項25記載のカテーテル。

【請求項 28】

前記ポリマースリーブは前記導入部材から取外すことができることを特徴とする請求項25記載のカテーテル。

【請求項 29】

前記細長本体は第一オリゴジナミー薬剤を有していることを特徴とする請求項25記載のカテーテル。

【請求項 30】

前記第一オリゴジナミー薬剤は、前記細長本体の前記外表面の少なくとも一部のコーティングであることを特徴とする請求項2_9記載のカテーテル。

【請求項3_1】

前記導入部材は第二オリゴジナミー薬剤を有していることを特徴とする請求項2_9記載のカテーテル。

【請求項3_2】

前記第一オリゴジナミー薬剤は、前記第二オリゴジナミー薬剤とは異なるものであることを特徴とする請求項3_1記載のカテーテル。

【請求項3_3】

前記第一オリゴジナミー薬剤は、前記第二オリゴジナミー薬剤とは異なる活性プロファイルを有していることを特徴とする請求項3_1記載のカテーテル。

【請求項3_4】

前記第二オリゴジナミー薬剤は、迅速殺菌形効果を与えることを特徴とする請求項3_1記載のカテーテル。

【請求項3_5】

前記スリーブの少なくとも一部の引裂きストリップを更に有していることを特徴とする請求項2_5記載のカテーテル。

【請求項3_6】

前記導入部材に取付けることができる着脱可能なキャップを更に有していることを特徴とする請求項2_5記載のカテーテル。